

公 募 公 告

下記のとおり行政財産使用許可を受けて有償により自動販売機（清涼飲料水等）を設置運営する業者について、次のとおり公募します。

令和 5 年 11 月 24 日

内閣府所管国有財産部局長
東北管区警察学校長

記

- 1 行政財産を使用許可する国有財産部局長の官職及び氏名
内閣府所管国有財産部局長
東北管区警察学校長 前田 敦
- 2 公募概要
 - (1) 公募に付する事項 国有財産部局長が定める仕様書に基づく自動販売機（清涼飲料水等）の設置運営
 - (2) 設 置 台 数 自動販売機（清涼飲料水等） 9 台
使用済み容器回収ボックス 6 個
 - (3) 使用許可する施設 東北管区警察学校
 - (4) 所 在 地 宮城県多賀城市丸山一丁目 1 番 1 号
 - (5) 設置に関する詳細 自動販売機設置運営仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- 3 公募資格要件
次の要件をすべて満たす法人又は個人とする。
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 自動販売機営業について、2年以上の実績を有する者であること。
 - (4) 契約担当官等から指名停止又は取引停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 国税及び地方税を完納していること。
 - (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (11) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (12) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(11)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- 4 公募応募の方法
本件公募要領及び仕様書に従い、公募参加申請書等の必要書類を提出すること。
- 5 選考対象者
3の公募資格要件を有する法人又は個人において、4の方法により公募に応募した者とする。
- 6 手続等
 - (1) 担当部局
宮城県多賀城市丸山一丁目 1 番 1 号
東北管区警察学校 庶務部会計課調達管財係 電話022-366-2121
 - (2) 書類の提出期限、場所及び方法
令和5年12月15日（金） 17時00分
上記（1）に同じ。持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は必着とする。
 - (3) 誓約書の無効
参加に必要な資格を有しない者からの誓約書及び虚偽記載があった誓約書は、無効とする。
 - (4) その他手続等の詳細については、本件公募要領による。
- 7 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 国有財産使用許可書作成の要否 要
 - (3) 詳細は仕様書による。